

2022年9月16日(金)

EIPS 事務局

○ EIPS からの情報提供 No.18

農水省の HP において、「EPA 利用相談窓口へのアクセスを契機に問題解決！」と題し、～EPA を利用した輸出でお困りの際は、ご相談ください～との内容が掲載されています。『農林水産省では、経済連携協定(EPA)を利用して、より有利な条件で国産農林水産物・食品の輸出に取り組んでいただけるよう、「EPA 利用相談窓口」を設置しています。今般、輸出に際して生じた問題が当窓口を通じて解決に至った事例を紹介します。「EPA 利用相談窓口」は、EPA 利用に当たって生じる様々な疑問、質問、御意見を受け付けておりますので、輸出に取り組む事業者におかれましては是非ご活用ください。』

詳細は、以下の URL を確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/keizai/220913.html

○ EIPS からの情報提供 No.19

「EPA/GSP での原産性に係る非違事例」

EPA や GSP に基づく特恵税率を適用して輸入申告されたものについて、税関が行った事後確認等により、特恵税率の適用対象となる原産品ではないことが明らかになったもののうち、輸入者の方々に参考となるものを掲載しています。

輸出国側が発給した原産地証明書を入手した場合であっても、当該産品が原産地規則を満たす産品であるか自ら御確認いただく等、輸入者の皆さまのコンプライアンスを一層確保いただく観点から公表するものです。ぜひ積極的にご参照ください。

詳細は、以下の URL を確認ください。

[EPA/GSP での原産性に係る非違事例 : 税関 Japan Customs](#)